

# 第 1 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

(1) 報告事項

## 報告第1号

さいたま市・岩槻市合併協議会規約について

さいたま市・岩槻市合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会

会長 相川 宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会規約

(設置)

第1条 さいたま市及び岩槻市(以下「両市」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 協議会は、さいたま市・岩槻市合併協議会と称する。

(目的)

第3条 協議会は、両市の議会による任意の合併協議会設置決議に基づき設置されたさいたま市・岩槻市任意合併協議会における協議経過及び協議結果を踏まえ、次条各号に掲げる事項について協議することを目的とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 両市の合併に関する協議事項
- (2) 法第5条の規定による新市建設計画の作成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市の合併に関し必要な事項

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、さいたま市の区域内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員及び監事である

委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長、副会長及び監事は、両市の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から、これらを選任する。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 両市の長並びに両市の長がそれぞれ指名する助役及びその他職員各1名

(2) 両市の議会の議長及び副議長並びに両市の議会の選出する議員各2名

(3) 両市の長が協議して定めた学識経験を有する者若干名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮りこれを定める。

(幹事会及び専門部会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協

議会に幹事会を置く。

2 第4条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、両市の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、両市が均等に負担する。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第14条 協議会の出納は、監事が監査する。この場合において、監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月25日から施行する。

報告第2号

さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会の会議に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、さいたま市の政策企画部に関する事務を担当する助役をもって充て、副幹事長は、岩槻市の助役をもって充てる。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長はその議長となる。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（報告）

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体	職
さいたま市	政策企画部に関する事務を担当する助役 政策企画部に関する事務を担当する理事 総務局長 財政局長
岩 槻 市	助役 総務部長 市民部長 総務部参事



報告第3号

さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第4条各号に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、当該専門部会において協議し、又は調整する事項に係るさいたま市及び岩槻市の所管部署の部長又は当該部長相当職の職員をもって組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 専門部会に、必要に応じて分科会及びプロジェクトチームを置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の中から幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 部会長は、幹事長の求めにより、又は必要に応じて専門部会の会議(以下「会議」という。)を開催し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

( 報告 )

第 6 条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

( 庶務 )

第 7 条 専門部会の庶務は、規約第 1 2 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

( その他 )

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 2 5 日から施行する。

報告第4号

さいたま市・岩槻市合併協議会事務局規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の庶務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 予算の執行に関する事。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

( 文書の取扱い )

第 6 条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いについては、さいたま市の例による。この場合において、文書の記号は、「さ・岩協」及び発送文書にあつては「発」、収受文書にあつては「収」とする。

( 情報公開の取扱い )

第 7 条 協議会が作成し、又は取得した文書等の公開については、さいたま市の例による。

( 公印の取扱い )

第 8 条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その公印の名称、ひな形、書体、寸法、個数、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、さいたま市の例による。

( 職員の服務等 )

第 9 条 職員の勤務時間は、さいたま市の一般職の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務その他の勤務条件については、当該職員を派遣する市の例による。

( 職員の給与等 )

第 10 条 職員の給与については、当該職員を派遣する市の負担とする。

2 職員の旅費については、さいたま市の一般職の職員の例によるものとし、協議会の予算において支給するものとする。

( その他 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

別表（第8条関係）

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	公印 保管者
さいたま市・岩槻市合併協議会会長印		てん書	方24	1	会長名をもつて発する文書	事務局長
さいたま市・岩槻市合併協議会事務局長印		てん書	方24	1	事務局長名をもつて発する文書	事務局長

報告第5号

さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第13条第1項の規定によるさいたま市及び岩槻市(以下「両市」という。)の負担金並びにその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)において承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに両市の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定の予算を補正する必要がある場合は、補正予算を調製し、会議において承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は、別表のとおりとする。

( 出納及び現金の保管 )

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

( 出納員 )

第 6 条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会の出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を行うものとする。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

( 予算の流用等 )

第 7 条 歳出予算の流用又は予備費の充用の手続については、さいたま市の例による。

( 決算等 )

第 8 条 会長は、毎会計年度 2 月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、会議において承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算の承認を得たときは、当該決算の写しを両市の長に送付しなければならない。

( 収入及び支出の手続 )

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、さいたま市の例による。

2 出納員は、出納に関する文書を備え、出納の管理を行うものとする。

( その他 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。



別表（第4条関係）

歳入の款・項		歳出の款・項	
款	項	款	項
1 負担金	1 負担金	1 運営費	1 運営費
2 諸収入	1 諸収入	2 事業費	1 事業費

報告第6号

さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程について

さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程について、次のとおり報告する。

平成16年6月25日

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川宗一

さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員に支給する報酬は、日額8,200円とする。ただし、埼玉県常勤職員並びにさいたま市及び岩槻市の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員がその職務を行うため旅行(協議会の会議への出席のための旅行を除く。)をしたときは、さいたま市の例により、同市の長に支給する旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。